

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、自動販売機に飲料を充填する作業員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、担当する自動販売機のシロップ原料を交換する際、コネクターが左眼を直撃し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C医療センターに受診し「左眼眼球破裂、左眼上下涙小管断裂」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件災害による顔面の醜状障害について、既存の醜状障害があることから、加重として取扱うべきであり、その障害等級は第9級の11に該当するとして、これに左眼失明の第8級の1と併せると障害等級は第7級になる旨主張しているため、以下検討する。

(2) 本件災害による残存障害は、医師の所見等から、決定書理由に説示するとおり、「左眼視力障害」、「まぶたの欠損障害」及び「顔面の醜状障害」であると認められるので、それぞれの障害について検討すると、次のとおりである。

ア 「左眼視力障害」について

D医師の平成○年○月○日付け意見書によれば、視力検査の結果について、左眼の視力は裸眼でs 1（+）であるとしていることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人の左眼は、光覚弁のみが認められる「失明」状態であり、障害等級第8級の1の「1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの」に該当すると判断する。

イ 「まぶたの欠損障害」について

D医師の上記意見書によれば、まぶたの欠損障害が認められ、その程度は閉瞼時に角膜を完全に覆い得ないとしている。しかし、平成○年○月○日に労働基準監督署（以下「監督署」という。）の職員が請求人と面談した記録及びその際に撮影した閉瞼時の写真によれば、まぶたの欠損は認められず、また、まぶたも完全に閉じられていることが確認できる。E医師も平成○年

○月○日日付け意見書において、「監督署の面談調査からは、まぶたの欠損及びそれに伴う閉瞼時に角膜を完全に覆いえない状態とは確認できない。」旨述べている。

以上のことから、まぶたの欠損障害は認められないとした監督署長及び審査官の判断は当審査会としても妥当であると考えます。

ウ 「顔面部の醜状障害」について

請求人は、平成○年○月○日監督署受付け障害の状態に関する申立書で「左目周辺にキズが残っている。」と記載しているところ、同年○月○日に監督署職員が請求人と面談した際、左眼の目尻周辺に1.5cmと0.5cmの癒痕があることを確認しているものの、認定基準上の「10円硬貨以上の癒痕又は長さ3cm以上の線状痕」に達しておらず、当審査会としても障害等級には該当しないものと判断する。

なお、醜状障害について、請求人らは既存の障害と併せ加重として取扱うべきであり、障害等級第9級の11に該当する旨主張しているため、以下検討する。

F医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、既存障害として、右眼裂下部に、横方向に4.5cmの線状癒痕及びその下方に2cm×0.8cmの癒痕を認めた旨述べている。よって請求人には、上記のとおり、本件災害により障害等級に該当しない癒痕並びに本件災害によらない線状癒痕等が認められるものの、認定基準によれば、「2個以上の癒痕又は線状痕が相隣接し、又は相まって1個の癒痕又は線状痕と同程度以上の醜状を呈する場合は、それらの面積、長さ等を合算して等級を認定する。」とされているところ、請求人の場合、各々の癒痕等があるのは、左眼の目尻周辺並びに右眼裂下部であり、当該認定基準に該当しないことは明らかであることから、加重には該当せず、請求人らの主張は認められない。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害のうち、障害等級に該当するのは「左眼視力障害」のみであり、その障害等級は、第8級の1の「1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの」であると認められる。

(4) なお、請求人らの主張及び提出資料について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に

ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。